

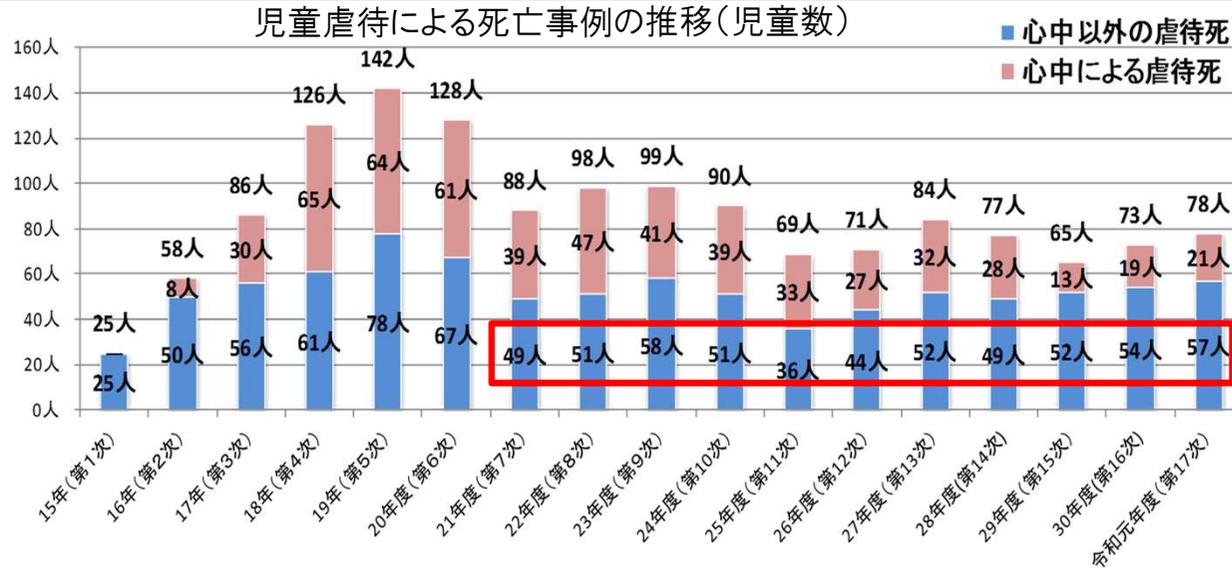
令和4年8月2日(火)
令和4年度保健師中央会議
資料5-1

児童福祉法改正及びヤングケアラー支援について

厚生労働省子ども家庭局

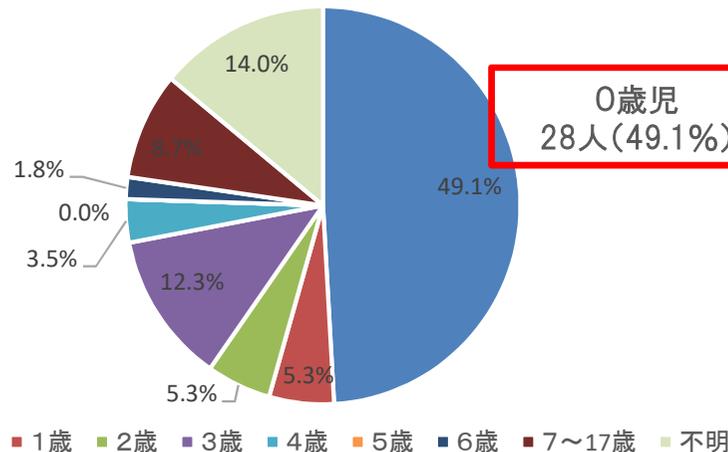
児童虐待による死亡事例の推移と虐待死に占める年齢割合

- 令和2年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、**205,044件**。平成11年度に比べて**約18倍**。
- 毎年、児童虐待による死亡事例が発生しており、**心中以外の虐待死亡事例の人数はほぼ横ばい**。（令和元年度心中以外の虐待死は57人）
- 年齢別でみると、
 - ・ **0歳児**が最も多く（令和元年度心中以外の虐待死 **49.1%**）、そのうち月例0か月児の死亡は39.3%であった。



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、
 (注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、
 (注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待)



死亡した0歳児の月齢

区分	第16次						第17次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	7 (2)	31.8%	31.8%	1 (0)	16.7%	16.7%	11 (2)	39.3%	39.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
1か月	3 (2)	13.6%	45.5%	0 (0)	0.0%	16.7%	4 (3)	14.3%	53.6%	0 (0)	0.0%	0.0%
2か月	2 (0)	9.1%	54.5%	2 (1)	33.3%	50.0%	5 (5)	17.9%	71.4%	2 (0)	50.0%	50.0%
3か月	1 (1)	4.5%	59.1%	0 (0)	0.0%	50.0%	3 (1)	10.7%	82.1%	0 (0)	0.0%	50.0%
4か月	3 (1)	13.6%	72.7%	1 (1)	16.7%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	1 (0)	25.0%	75.0%
5か月	0 (0)	0.0%	72.7%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
6か月	2 (1)	9.1%	81.8%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
7か月	1 (1)	4.5%	86.4%	0 (0)	0.0%	66.7%	2 (1)	7.1%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
8か月	2 (2)	9.1%	95.5%	1 (0)	16.7%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
9か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
10か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	2 (2)	7.1%	96.4%	0 (0)	0.0%	75.0%
11か月	1 (0)	4.5%	100.0%	1 (0)	16.7%	100.0%	1 (0)	3.6%	100.0%	1 (1)	25.0%	100.0%
月齢不明	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
計	22 (10)	100.0%	100.0%	6 (2)	100.0%	100.0%	28 (14)	100.0%	100.0%	4 (1)	100.0%	100.0%

(出典) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より

児童虐待による死亡事例における市町村の各担当の関与について

- 児童虐待による死亡事例のうち心中以外の虐待死（56例）について、
- ・ **市町村の母子保健担当部署は「関与あり」は29例、うち、「虐待の認識なし」は23例**
 - ・ **市町村の虐待対応担当部署は「関与あり」は15例**
- となっており、母子保健担当部署と虐待対応担当部署がそれぞれに動いている状況がうかがえる。

関係機関の関与状況

	関与なし	関与あり 虐待の認識なし	関与あり 虐待の認識あり
福祉事務所	41	10	3
家庭児童相談室	45	5	3
民生児童委員	41	1	0
保健所	47	1	1
市町村の母子保健担当部署	25	23	6
養育機関・教育機関	42	6	4
医療機関	25	15	6
助産師	42	4	1
警察	50	1	3
婦人相談所	46	0	1
配偶者暴力相談支援センター	48	0	1

	関与なし	関与あり
市町村の虐待対応担当部署	40	15

児童福祉分野における最近の動向お願い

最近の動向

1. こども家庭センター創設 (P6,7)

- 今般の児童福祉法改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を創設。

2. 児童相談所における保健師必置化

- 令和4年4月1日より児童相談所において保健師が必置化。
→ 保健師による保健や医療における視点を踏まえたソーシャルワークを実施

3. 調査研究事業

- 今年度の調査研究事業(※)で児童相談所の保健師の活用状況やその効果等検討がされる予定。
※子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)」

4. ヤングケアラー支援 (P9-13)

- 保健師は、家庭訪問時に家族のケアをしている子どもを見かけるなど、ヤングケアラーを発見・把握し得る立場。

お願い

- 母子保健と児童福祉の役割の連携や協働が一層求められますので、施行にあたり、よく児童福祉部門と協議の上、対応をご検討いただくようお願いします。

- 児童福祉に関する必要な知識の習得にも努めていただくようお願いします。(今後、国としても研修の支援などを検討予定)

- 今後の児童福祉分野における保健師の活動に資する調査となりますので、アンケート調査等へのご協力をお願いいたします。

- 普段の業務を通じてヤングケアラーの発見・把握に努めていただき、子どもの状況に応じ適切な福祉部局につないで頂くようお願いします。

1. 児童福祉法改正の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

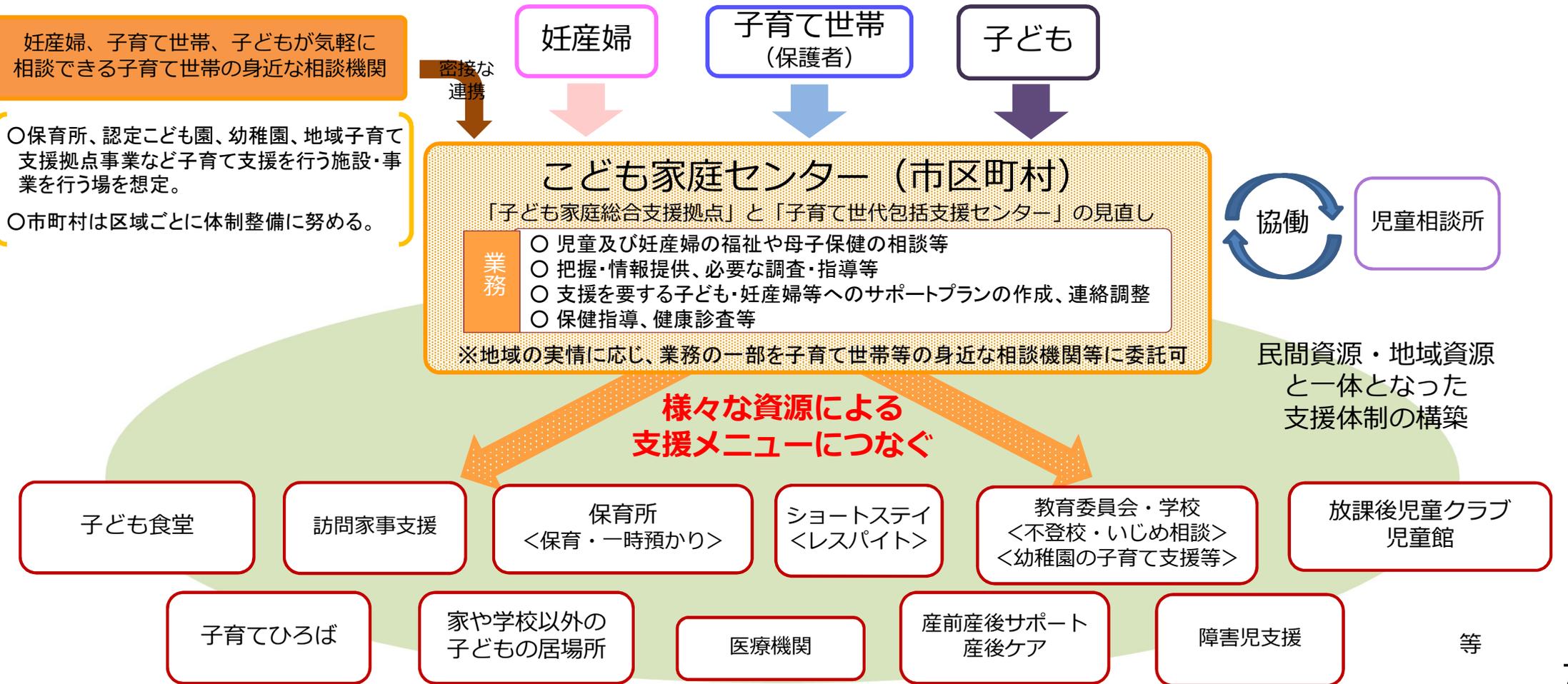
児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
 - ※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
 - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



2. ヤングケアラー



ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



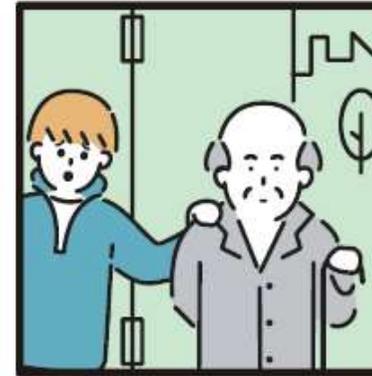
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

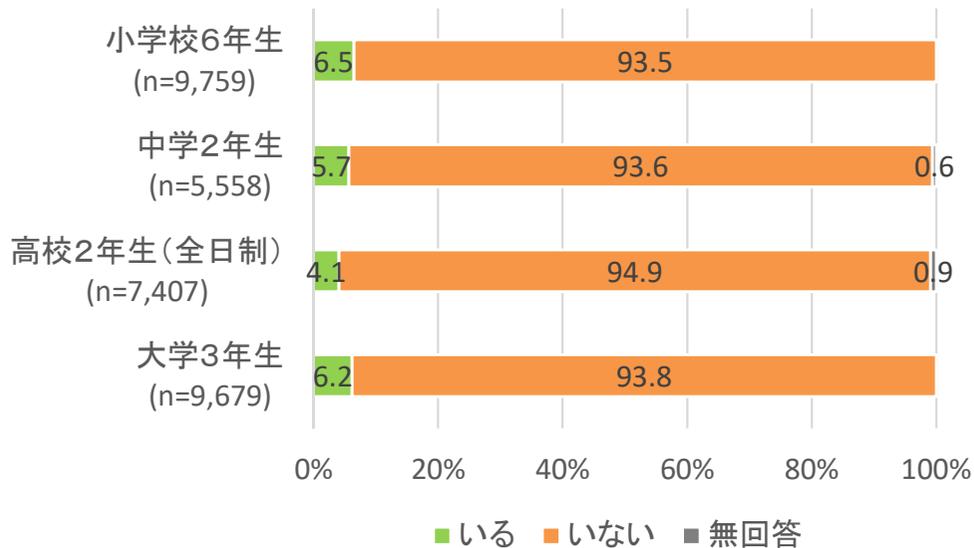
ヤングケアラーの実態調査結果（小学生～大学生）

- 令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学生6年生・大学3年生を、それぞれ対象にヤングケアラーの実態調査を実施（令和3年度調査結果は4月7日(木)公表）

※ 子ども・子育て支援推進調査研究事業により、令和2年度は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、3年度は株式会社日本総合研究所が実施。

1 世話をする家族の有無

○ 世話をしている家族の有無について



- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生で**6.5%**、中学2年生で**5.7%**、高校2年生で**4.1%**、大学3年生で**6.2%**。

※ 大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

※ 例えば、親が仕事で不在の間に幼いきょうだいの遊び相手をするといったケースが含まれ、数値を引き上げている可能性がある。

2 世話の対象者・世話による影響

	世話を必要とする家族	世話のためにやりたいけれどできていないこと
小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・「きょうだい」が最も高く、71.0% ※きょうだいの状況は「幼い」が最も高く73.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特にない」が最も高く、63.9% ・次いで「自分の時間がとれない」15.1%
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・「きょうだい」が最も高く、61.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特にない」が最も高く、58.0% ・次いで「自分の時間がとれない」20.1%
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・「きょうだい」が最も高く、44.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特にない」が最も高く、52.1% ・次いで「自分の時間がとれない」16.6%
大学生	<ul style="list-style-type: none"> ・「母親」が最も高く、35.4% ※母親の状況は、「精神疾患」が最も高く28.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特にない」が最も高く、51.9% ・次いで「自分の時間がとれない」20.1%

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
 - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- **関係機関連携支援**
 - ・ **多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。**
 - ・ **福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。**
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

- 家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、**福祉、介護、医療、教育等に係る関係機関・団体が個別に機能するだけではなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが重要。**
- 全国の自治体や、関係機関等に所属する専門職を対象としたアンケート調査で**支援の取組事例などを収集し、ヤングケアラー発見の着眼点や連携して行う支援の内容をマニュアルにまとめ、地方自治体へ周知。**

マニュアルの目的

- 本マニュアルは、**支援開始から切れ目なく、また、対象者の負担を極力減らし、支援が包括的に行われることを目指し、支援に従事する方々の日々の活動の一助になることを目的**としている。

マニュアルの対象

- ヤングケアラーへの支援を行う**自治体担当者及びすべての支援機関及び支援者（児童福祉、学校、保健・福祉・医療、地域関係者等）**

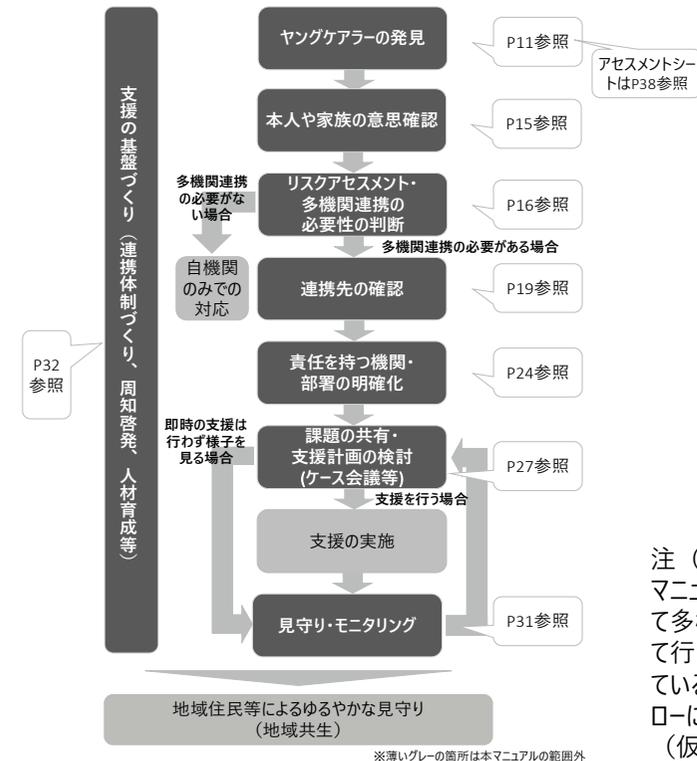
マニュアルの構成

- マニュアルの章立ては以下の通り。
- 第3章ではヤングケアラー支援の一般的な流れを示した上で、流れに沿って支援のポイントを解説している。

- 第1章 マニュアルの目的及び使い方
- 第2章 ヤングケアラーに関する基本事項
- 第3章 連携して行う支援のポイント
- 第4章 支援の基盤づくり
- 第5章 付録(アセスメントシート例、多機関連携チェックリスト等)

▼マニュアルに掲載した内容例

図表7：ヤングケアラー支援の一般的なフロー



注（上、図表7）
 マニュアルでは、このフローに沿って多機関・多職種により連携して行う支援のポイントを掲載している。また、巻末付録には、フローに沿った具体的な事例（仮想）を掲載している。

図表22：多機関連携における調整の方法・体制づくりのパターン

通番	連携体制の設け方	事例
1	既存の会議体を活用する	◇ 要保護児童対策地域協議会の場を活用し、日頃から関係機関との連携を強化。 （要保護児童対策地域協議会において、虐待や特定妊婦等のハイリスク事案を取り扱うだけでなく、 支援を要する世帯への支援を検討する場としても活用 ）

マニュアルにおいて、ヤングケアラー支援に関係する主な専門職の一つに保健師も挙げられ、例えば、

- 保健師による家庭訪問時に家族の介護・介助をしている子どもの姿を見かけるなど、その業務においてヤングケアラーの発見・把握の入口となること
- 保健センターや保健所、地域包括支援センターでの業務のなかで、高齢者への健康支援や学校と連携したメンタルヘルスリテラシー教育を行う際などに、ヤングケアラーになりうる家庭に気づき、予防的に支援することができることなどが盛り込まれている。

ヤングケアラー支援の保健師に係わる記述（抜粋）

▼ヤングケアラーではないか？と気づききっかけの例

- ◇ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
（保健師による家庭訪問時、物資支援時等）
- ◇ ごみ問題の発生
- ◇ 家賃不払いにより自宅を退去
- ◇ 子どもが親の通訳をしている
- ◇ 教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある
- ◇ 児童家庭支援センター等において、家族のケアを行う子どもに関する相談がある

▼ヤングケアラー支援に関係する専門職の役割の一般例（保健師）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇ 看護職であり、地区担当制をとる場合、保健師は担当地区の子どもから高齢者まで全住民の健康を支援する。 ◇ 母子保健業務では、妊娠期から親子の全世代を把握し、健康診断、乳幼児全戸訪問等を行う。思春期の子どもに対して学校と連携して性教育やメンタルヘルスリテラシー教育を行う。 ◇ 主に就学前からヤングケアラーになりうる家庭に気づき、予防的に支援することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 保健センター、保健所 ◇ 地域包括支援センター |
|--|--|